

第4期中期目標
(現状)

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<法人の使命>

(略)

<政策を取り巻く環境の変化>

現在の日本経済は、2012年末を境に持ち直しの動きに転じ、企業収益は過去最高水準である。全国358万の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.7%、雇用の68.8%を占め、付加価値の過半数を担い、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在であるが、中小企業・小規模事業者の業況も総じて改善傾向にあり、売上高が増加基調、経常利益が過去最高水準で推移し、倒産件数が9年連続で減少している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者は、少子高齢化による経営者の高齢化、労働人口減少による人手不足、人口減少による国内市場の縮小・変化の3つの構造変化に直面しており、景気回復の実感がわかず、支援ニーズは増大している。

今後、これらの問題の深刻化が見込まれるなか、特に、中小企業・小規模事業者は、事業承継・事業引継ぎ、生産性向上、販路開拓・海外展開などの新事業展開、起業・創業が必要となっている。

このため、これまでの「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に加え、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けた取組を決定した。さらに、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）においても、「中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化」を掲げている。具体的には、IoT、人工知能、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を世界に先駆けて実現するとともに、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、様々なものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進しているところである。

第4期中期目標
(変更後)

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<法人の使命>

(略)

<政策を取り巻く環境の変化>

日本経済は、2012年末を境に持ち直しの動きに転じ、**2018年には企業収益が過去最高水準となった**。全国358万の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.7%、雇用の68.8%を占め、付加価値の過半数を担い、地域経済と地域の雇用を支える重要な存在であるが、中小企業・小規模事業者の業況も**2018年までは**総じて改善傾向にあり、売上高が増加基調、経常利益が過去最高水準で推移し、倒産件数も**2018年まで10年連続で減少していた**。他方、**2019年に入ると、米中貿易摩擦の影響による外需の落ち込み、10月の消費税率引き上げに伴う一定程度の駆け込み需要の反動減、台風や暖冬等の影響を受けて、中小企業・小規模事業者の業況の改善に一服感が見られていた**。2020年に入ると、**新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、中小企業・小規模事業者の業況は急激に悪化し、「中小企業景況調査」の業況判断DIが2020年の第2四半期にリーマン・ショック時を下回る水準となるなど、中小企業・小規模事業者を巡る環境は極めて厳しいものとなっている**。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前から、中小企業・小規模事業者は、少子高齢化による経営者の高齢化、労働人口減少による人手不足、人口減少による国内市場の縮小・変化の3つの構造変化に直面しており、景気回復の実感がわかず、支援ニーズは増大していた。**新型コロナウイルス感染症の影響が拡大するにつれて、事業者の事業継続や事業再構築が喫緊の課題となるとともに、先述の構造的課題がより深刻なものとなっている**。

こうした課題を抱える中、特に、中小企業・小規模事業者は、事業承継・事業引継ぎ、生産性向上、販路開拓・海外展開などの新事業展開、起業・創業、**ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた事業再構築**が必要となっている。

このため、これまでの「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に加え、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）では、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、2020年に向けた取組を決定した。さらに、「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）においても、「中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化」を掲げている。具体的には、IoT、人工知能、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業に取り入れ、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」を世界に先駆けて実現するとともに、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業など、様々なものをつなげる新たな産業システム（Connected Industries）への変革を推進しているところである。**加えて、「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）においても、「中小企業・小規模事業者の生産性向上」が掲げられ、大企業と中小企業の共存共栄、大企業と下請企業との個別取引の適正化に取り組むことが決定された。「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）においては、中小企業政策の新たなKPIとして、①中小企業の従業員一人当たりの付加価値額を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる、②中小企業から中堅企業に成長する企業が年400社以上となることを目指す、③中小企業の全要素生産性を今後5年間（2025年まで）で5%向上させる、④開業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す、⑤海外への直接輸出または直接投資を行う中小企業の比率を今後5年間（2025年まで）で10%向上させる、の5つが定められた**。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて、令和2年度第1次補正予算及び第2次補正予算

第 4 期 中 期 目 標
(現 状)

<法人の現状と役割>

機構は、これまで業務の実施に当たり、新たな政策課題や中小企業・小規模事業者の支援ニーズに即応できる地域本部制をはじめとする現場重視の組織体制を構築し、機構が有する中小企業・小規模事業者支援の専門的な知見と経験、ネットワーク、専門家の活用、多様な支援機能を組み合わせた総合的・複合的な支援ができるという強みを発揮しつつ、国の政策課題と中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた支援を展開し、中小企業・小規模事業者政策の中核的実施機関としての役割を担ってきた。

加えて、限られた職員・予算等の経営資源の中で、より多くの中小企業・小規模事業者に対する支援を実現させるため、地域の商工会、商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第21条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下「地域の中小企業支援機関等」という。）との連携・協働が不可欠であり、機構がこれまでに培った支援ノウハウの共有・移転を図るとともに、情報提供、相談・助言、研修等を通じ、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割を担ってきた。

第4期中期目標期間においては、機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。また、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図っていくとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働についても模索していくことが重要である。

こうした考えのもと、第4期中期目標期間は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」などの新たな政策要請を踏まえ、

- (1) 事業承継・事業引継ぎの促進
- (2) 生産性向上
- (3) 新事業展開の促進・創業支援
- (4) 経営環境の変化への対応の円滑化 を柱に据え業務を実施し、この事業のまとまりで評価する。

「中小企業・小規模事業者の生産性革命」には、売上拡大・販路開拓による産出（アウトプット）の増大と、省力化による資源投入（インプット）の低減の2つの視点で見ることが鍵であり、これらは分子・分母の関係にある。機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、多様な支援施策により分子と分母の双方を支援し、「中小企業・小規模事業者の生産性革命」に貢献する役割を担い、中

第 4 期 中 期 目 標
(変 更 後)

においては、雇用維持や事業継続のための日本政策金融公庫等による資金繰り支援、持続化給付金や家賃支援給付金の支給、中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援等が措置された。さらに、令和2年度第3次補正予算においては、「新たな日常」の先取りによる成長戦略の一環として、中小企業等事業再構築促進事業等が措置され、コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者の事業継続や経営転換等を支援することとなった。

加えて、中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、中小企業の足腰強化等を促進することを目的とする産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）が成立した。これにより、独立行政法人中小企業基盤整備機構法が改正され、機構は中小企業に限らず「経営の革新を行う事業者」全般に対して必要な助成を行うことができることとなった。

<法人の現状と役割>

機構は、これまで業務の実施に当たり、新たな政策課題や中小企業・小規模事業者の支援ニーズに即応できる地域本部制をはじめとする現場重視の組織体制を構築し、機構が有する中小企業・小規模事業者支援の専門的な知見と経験、ネットワーク、専門家の活用、多様な支援機能を組み合わせた総合的・複合的な支援ができるという強みを発揮しつつ、国の政策課題と中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた支援を展開し、中小企業・小規模事業者政策の中核的実施機関としての役割を担ってきた。

加えて、限られた職員・予算等の経営資源の中で、より多くの中小企業・小規模事業者に対する支援を実現させるため、地域の商工会、商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等（以下「地域の中小企業支援機関等」という。）との連携・協働が不可欠であり、機構がこれまでに培った支援ノウハウの共有・移転を図るとともに、情報提供、相談・助言、研修等を通じ、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割を担ってきた。

第4期中期目標期間においては、機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業再構築、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、中小企業のDX化やインボイスへの対応等、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。また、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図っていくとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働についても模索していくことが重要である。

こうした考えのもと、第4期中期目標期間は、「新しい経済政策パッケージ」、「未来投資戦略2018」及び新型コロナウイルス感染症への対応などの新たな政策要請を踏まえ、

- (1) 事業承継・事業引継ぎの促進
- (2) 生産性向上
- (3) 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援
- (4) 経営環境の変化への対応の円滑化 を柱に据え業務を実施し、この事業のまとまりで評価する。

「中小企業・小規模事業者の生産性革命」には、売上拡大・販路開拓による産出（アウトプット）の増大と、省力化による資源投入（インプット）の低減の2つの視点で見ることが鍵であり、これらは分子・分母の関係にある。機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、多様な支援施策により分子と分母の双方を支援し、「中小企業・小規模事業者の生産性革命」に貢献する役割を担い、中

第 4 期 中 期 目 標
(現 状)

小企業・小規模事業者の第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革の推進に貢献していく。

機構がこれまで実施してきた中小企業・小規模事業者への直接的な支援では、支援施策の届く範囲に一定の限界があり、引き続き地域の中小企業支援機関等を通じた間接的な支援を実施するとともに、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が、支援施策や有用な情報などに時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるよう、ITプラットフォームの構築やWebを活用した研修の提供を図り、コスト削減及び売上拡大の双方を目指す。また、中小企業・小規模事業者の売上拡大に寄与するWebマッチングサイトの充実など、AI・ITを活用することにより、支援する中小企業・小規模事業者のカバレッジの拡大やサービスの質の向上を推進していく。その上で直接的な支援は、地域中核・成長企業の生産性向上支援のように政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重心を置き、より高い施策効果の実現を目指す。

これらにより、支援ニーズのある者に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を促し、「生産性革命」に貢献する。

なお、成果目標については、サービスの量を定量的に示す事業成果（アウトプット）に加え、サービスの提供により生じた企業の業績等の事業効果（アウトカム）の観点から事業評価を適切に行い、アウトプット目標・アウトカム目標が第三者に検証可能なものになるよう努めるとともに、常にアウトカムを意識しつつ、アウトプットがアウトカムにつながるよう事業実施を図り、機構の存在自体とその利用価値の認知度を向上させることで、支援施策のより一層の利用を促す。その際、機構が行う各種取組の効果を事後的に検証できるよう、必要なデータの収集等に取り組む。

Ⅱ. 中期目標の期間

(略)

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第4期中期目標期間における成果目標については、以下のとおり設定する。これにより、機構は、業務の適正な評価を行い、PDCAサイクルを通じ、目標の達成に向けて業務の不断の見直しや改善等を行うものとする。

【指標一覧】

1. 事業承継・事業引継ぎの促進

(略)

2. 生産性向上

(略)

3. 新事業展開の促進・創業支援

第 4 期 中 期 目 標
(変 更 後)

小企業・小規模事業者の第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革の推進に貢献していく。

機構がこれまで実施してきた中小企業・小規模事業者への直接的な支援では、支援施策の届く範囲に一定の限界があり、引き続き地域の中小企業支援機関等を通じた間接的な支援を実施するとともに、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が、支援施策や有用な情報などに時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるよう、ITプラットフォームの構築やWebを活用した研修の提供を図り、コスト削減及び売上拡大の双方を目指す。また、中小企業・小規模事業者の売上拡大に寄与するWebマッチングサイトの充実など、AI・ITを活用することにより、支援する中小企業・小規模事業者のカバレッジの拡大やサービスの質の向上を推進していく。その上で直接的な支援は、地域中核・成長企業の生産性向上支援のように政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重心を置き、より高い施策効果の実現を目指す。

これらにより、支援ニーズのある者に対して効果的・効率的に支援を行き届かせ、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を促し、「生産性革命」に貢献する。

また、令和2年度第3次補正予算で措置された「中小企業等事業再構築促進事業」は、ウイズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の新分野展開や業態転換等の事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すものであるが、本事業は、機構に基金を造成した上で、中堅企業及び中小企業・小規模事業者に対する補助を行う。新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた事業者が危機を克服するためには、事業再構築に果敢に挑戦することが必要であり、機構としても国及び事務局と緊密に連携して、事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。

なお、成果目標については、サービスの量を定量的に示す事業成果（アウトプット）に加え、サービスの提供により生じた企業の業績等の事業効果（アウトカム）の観点から事業評価を適切に行い、アウトプット目標・アウトカム目標が第三者に検証可能なものになるよう努めるとともに、常にアウトカムを意識しつつ、アウトプットがアウトカムにつながるよう事業実施を図り、機構の存在自体とその利用価値の認知度を向上させることで、支援施策のより一層の利用を促す。その際、機構が行う各種取組の効果を事後的に検証できるよう、必要なデータの収集等に取り組む。

Ⅱ. 中期目標の期間

(略)

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第4期中期目標期間における成果目標については、以下のとおり設定する。これにより、機構は、業務の適正な評価を行い、PDCAサイクルを通じ、目標の達成に向けて業務の不断の見直しや改善等を行うものとする。

【指標一覧】

1. 事業承継・事業引継ぎの促進

(略)

2. 生産性向上

(略)

3. 新事業展開の促進・創業支援、**事業再構築支援**

第 4 期 中 期 目 標
(現 状)

- 【指標 3-1】
(略)
- 【指標 3-2】
(略)
- 【指標 3-3】
(略)
- 【指標 3-4】
(略)

4. 経営環境の変化への対応の円滑化
(略)

1. 事業承継・事業引継ぎの促進 (略)

2. 生産性向上 (略)

3. 新事業展開の促進・創業支援

更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。

そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。

こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。

また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。

そのため、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。

こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の

第 4 期 中 期 目 標
(変 更 後)

- 【指標 3-1】
(略)
- 【指標 3-2】
(略)
- 【指標 3-3】
(略)
- 【指標 3-4】
(略)

【指標 3-5】

・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均増加率が3.0%以上となる者の割合を5割以上とする。【基幹目標】

4. 経営環境の変化への対応の円滑化
(略)

1. 事業承継・事業引継ぎの促進 (略)

2. 生産性向上 (略)

3. 新事業展開の促進・創業支援、**事業再構築支援**

更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。

そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。

こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。

また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。

そのため、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。

こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者に投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様

第 4 期 中 期 目 標
(現 状)

多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者への A I ・ I T を活用した情報提供・助言等を行う。

(1) ~ (3) (略)

【指標 3-1】

(略)

【指標 3-2】

(略)

【指標 3-3】

(略)

【指標 3-4】

(略)

<目標水準の考え方>

○指標 3-1 について

(略)

第 4 期 中 期 目 標
(変 更 後)

な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者への A I ・ I T を活用した情報提供・助言等を行う。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、令和 2 年度第 3 次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大 1 億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。

(1) ~ (3) (略)

【4】事業再構築支援

中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。

さらに、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。

【指標 3-1】

(略)

【指標 3-2】

(略)

【指標 3-3】

(略)

【指標 3-4】

(略)

【指標 3-5】

・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員 1 人当たり付加価値額の年率平均増加率が 3.0% 以上となる者の割合を 5 割以上とする。【基幹目標】

<目標水準の考え方>

○指標 3-1 について

(略)

第 4 期 中 期 目 標
(現 状)

- 指標 3-2 について
(略)
- 指標 3-3 について
(略)
- 指標 3-4 について
(略)

<想定される外部要因>

想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外資規制の改善など輸出環境の整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

【重要度：高】国内の少子高齢化や市場縮小等により、国内市場を取り巻く環境が変化するなか、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、海外需要を獲得することがより重要である。また、日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、地域を牽引する中小企業の創出が重要である。

【難易度：高】海外企業との取引は、コスト、言語、商習慣、各種規制、法務、税務の問題など、海外市場独特の参入障壁から難易度が高い。また、ベンチャー企業の創出についても、上場に至る年数は企業によりバラつきがあることや経済変動に左右されることから、難易度が高い。

4. 経営環境の変化への対応の円滑化

- (略)
- (1) ~ (3) (略)

IV. 業務運営の効率化に関する事項

- (略)
- 1. 顧客重視
 - (1) (略)
 - (2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれの課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機

第 4 期 中 期 目 標
(変 更 後)

- 指標 3-2 について
(略)
- 指標 3-3 について
(略)
- 指標 3-4 について
(略)
- 指標 3-5 について

中小企業等事業再構築促進事業の成果目標は、事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加に設定されている。事業実施期間は2021年度又は2022年度であり、また、事業計画は3～5年に設定されているため、中期目標期間終了時(2024年3月)は事業計画期間中となるが、途中時点においても5割以上の事業者が、目標とする付加価値額成長率又は一人当たり付加価値額成長率を順調に達成していることを目指す。

<想定される外部要因>

想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外資規制の改善など輸出環境の整備が進むこと、新型コロナウイルス感染症の影響が次第に低減することなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

【重要度：高】国内の少子高齢化や市場縮小等により、国内市場を取り巻く環境が変化するなか、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、海外需要を獲得することがより重要である。また、日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、地域を牽引する中小企業の創出が重要である。さらに、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に事業者が適応し、新常态において事業者が成長できる環境を整備することが重要である。

【難易度：高】海外企業との取引は、コスト、言語、商習慣、各種規制、法務、税務の問題など、海外市場独特の参入障壁から難易度が高い。また、ベンチャー企業の創出についても、上場に至る年数は企業によりバラつきがあることや経済変動に左右されることから、難易度が高い。さらに、事業再構築には新分野への展開や新たな業態への転換といった思い切った取組が必要であることから、難易度が高い。

4. 経営環境の変化への対応の円滑化

- (略)
- (1) ~ (3) (略)

IV. 業務運営の効率化に関する事項

- (略)
- 1. 顧客重視
 - (1) (略)
 - (2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進

支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれの課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となるが、これには機構

第 4 期 中 期 目 標
(現 状)

構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。

第4期中期目標期間においては、SNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアといった様々なツールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-N e t 2 1」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者支援ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

V. 財務内容の改善に関する事項

(略)

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等

(略)

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成

機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。

こうした考えの下、限りあるリソースのなか、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材を育成し職員の専門性の向上を図る。特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。

(略)

以上

第 4 期 中 期 目 標
(変 更 後)

の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。

第4期中期目標期間においては、SNSや動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメディアといった様々なツールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状況などにより適切にその効果を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-N e t 2 1」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業者支援ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備する。

また、中小企業支援メニューが大幅に拡充され、事業者からの関心が一層高まっていることに加え、中小企業庁では、申請手続の全面電子化に向けた検討やミラサポplusを活用した官民の支援サービスを連携させるプラットフォームの構築が進められている。これを受け、「J-N e t 2 1」についても、「ミラサポplus」との一体的運用により、より利便性の高い情報提供を行うこととし、早急に中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を定め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。

V. 財務内容の改善に関する事項

(略)

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等

(略)

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成

機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。

こうした考えの下、限りあるリソースのなか、**戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には**、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材を育成し職員の専門性の向上を図る。特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。

(略)

以上